



JAPAN HERITAGE

日本遺産

日本遺産ロゴマークを 活用しませんか？

— 日本遺産ロゴマーク、無償使用のご案内 —

日本遺産ロゴマークの活用商品を募っています。
事前の届出で無償での使用が可能ですので、詳しくは裏面をご覧ください。

日本遺産ロゴマークの活用商品を募っています

日本遺産 (Japan Heritage) とは ～魅力発信で地域の活性化を～

日本遺産とは、地域の歴史的魅力や特色を通じてわが国の文化・伝統を語るストーリーを文化庁が認定するもの。「世界遺産」は文化財などの「保存」を重視しているのに対し、「日本遺産」は「活用」を重視した制度です。ストーリーを語る上で欠かせない有形・無形の文化財を地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内外へ戦略的に発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的としています。

鎌倉市の日本遺産ストーリー

鎌倉市の認定ストーリーは、「『いざ、鎌倉』～歴史と文化が描くモザイク画のまちへ～」。歴史ある神社仏閣を多く残す古都の雰囲気の中に、各時代の建築や土木遺構、鎌倉文士らが残した芸術文化、生業や行事などのさまざまな文化がモザイク画のように組み合わせられていることを表しています。

社寺や切通しなどの史跡、鎌倉文学館などの別荘建築、流鏝馬やぼんぼり祭など56件を構成文化財に位置付けています。



← 鎌倉観光公式ガイド日本遺産ページから、詳しくご覧いただけます。

日本遺産ロゴマークの活用について

日本遺産ロゴマークは、ストーリーの普及啓発、広報、理解促進を目的とする場合、事前に届け出をいただくことで、無償で使用することができます。ビジネスを含む地域活性化活動に活用いただけますので、商品やサービスのパッケージやパンフレット等に表示して、ブランド力を向上しませんか。

- ・鎌倉の日本遺産構成文化財を直接的なテーマとした商品やサービスではない場合でも、上記の目的に沿ったものであれば、活用可能です。
- ・上記の目的に沿って市内で販売、配付等を行うものであれば、活用可能です。

まずは、事務局までお気軽にお問合せください。

ロゴ（例）と使用最小サイズ



日本遺産いざ鎌倉協議会 活動トピックス



全国の日本遺産ソムリエ（日本遺産検定合格者）が投票する、『日本遺産アワード』で、本市が「実際に訪れてみて魅力的だと感じた日本遺産」部門第1位を受賞しました



日本遺産周遊マップ



令和6年4月
鎌倉駅西口に
日本遺産
「いざ、鎌倉」
観光案内所が
オープン

日本遺産いざ鎌倉協議会は、鎌倉市、鎌倉市観光協会、鎌倉商工会議所、鎌倉風致保存会で構成された団体で、日本遺産を活用しながら鎌倉の魅力発信に取り組んでいます。

●ロゴマークをご使用いただける方

- ①構成文化財の所有者・管理者、ストーリーの域内（鎌倉市内）の団体・企業・個人
- ②その他、協議会が必要と認める場合

●ロゴマークご使用までの流れ

「日本遺産ロゴマーク使用届出書」を
日本遺産いざ鎌倉協議会事務局（鎌倉市観光課）宛に提出

事務局から、届出者に使用届出受理通知書を送付
（標準処理期間：2週間）

ロゴマーク使用商品の販売開始（受理通知日以降）

●ロゴマークご使用方法

- ①商品パッケージ等に印刷してご利用いただけます。
- ②印刷が難しい場合は、当協議会にてシールをご用意できる場合があります。部数、デザイン、サイズはご相談ください。

お問合せ先：日本遺産いざ鎌倉協議会 事務局

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18-10 鎌倉市 市民防災部 観光課内

TEL:0467-61-3884(直通) FAX:0467-23-7505 E-mail:kankou@city.kamakura.kanagawa.jp